

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 日本高度実践看護学会（以下、「この法人」という。）の定款第9章に定める学術集会のうち、この法人が主催する学術集会の運営について必要な事項を定め、学術集会運営における公平性および継続性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 学術集会とは、高度実践看護に関する学術交流ならびに高度実践看護の科学的実証データ、事例研究など高度実践看護の発展に寄与することを目的とし、毎年1回定期的に開催する集会をいう。

第2章 学術集会長を選任・職務

(学術集会長の選任)

第3条 学術集会長は、理事会の決議で選任する。選任基準及び手続きは、別に定める学術集会長選任細則による。

(学術集会長の任期)

第4条 学術集会長の任期は、選任された日から該当する年次学術集会の会務報告がなされるまでとする。

2 学術集会長に事故ある時は、理事会で代行者、又は後任者を決定する。

(学術集会長の職務)

第5条 学術集会長は、学術集会の企画・開催および運営を統括し、次の職務を担う。

- 2 学術集会企画・実行委員会の設置及び委員の選任
- 3 プログラムの作成及び演題採択の監督
- 4 予算の編成及び決算報告
- 5 学術集会にかかる業務について、実行委員会の承認の下に運営すること
- 6 学術集会終了後の開催報告書の作成及び理事会及び評議員総会への提出

第3章 学術集会企画・実行委員会

(設置)

第6条 学術集会企画・実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を、事業年度毎に設置するものとする。

(実行委員の選任)

第7条 実行委員会委員（以下、「委員」という。）は、学術集会長が選任し、委嘱する。

(実行委員の任期)

第8条 実行委員会の任期は、委嘱日から該当する学術集会の会務報告終了までとする。

2 実行委員に欠員が生じたときは、学術集会長が後任者を推薦し、委嘱する。

(実行委員の職務)

第9条 実行委員会は、プログラム作成、演題査読の手配、表彰選考、その他学術集会運営に必要な事項を担当する。

第4章 演題募集・採択

(発表資格)

第10条 学術集会で発表できる者は、筆頭者が会員資格を有する者とする。ただし、講演等の発表者については、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 査読により十分に水準が高い研究であると認められた者
- (2) 実行委員会が講演あるいは意見の発表者として適任であると推薦した者

(利益相反)

第11条 発表者は、演題申込時に利益相反（COI）の有無を申告しなければならない。

(発表の申し込み)

第 12 条 学術集会で発表を行おうとする者は、学術集会運営事務局の指定する期日までに、発表内容等を所定の様式により申し込まなければならない。

(査読及び採否)

第 13 条 演題は、実行委員会が選任した査読者により査読を行う。

2 実行委員会の決定に基づき採否及び発表形式、発表日時を通知する。

第 5 章 表彰制度

(表彰)

第 14 条 学術集会において、優秀演題賞やその他の表彰を行うことができる。

2 優秀演題賞における選考方法及び表彰の基準に関する内規は別に定める。

第 6 章 財務管理

(予算及び決算)

第 15 条 学術集会における予算の一部は、一般社団法人日本高度実践看護学会より 200 万円の借入れを行い、学術集会後に返納する。余剰金が生じた場合も一般社団法人日本高度実践看護学会に納入する。

2 学術集会長は、学術集会の予算案を編成し、理事会の承認を得なければならない。

3 大会終了後、決算報告を作成し、理事会及び評議員総会に提出する。

(参加費)

第 16 条 参加費の額は、当該実行委員会の決議に基づき学術集会長が案を作成し、理事会の承認を経て確定する。

第 7 章 開催及び参加

(開催日等)

第 17 条 学術集会は、原則として毎年 6 月までに開催する。

2 学術集会開催場所は、当該年度の実行委員会が決定し、理事会の承認を得る。

(公開)

第 18 条 学術集会は原則として、公開とする。

(参加登録)

第 19 条 学術集会に参加しようとする者は、所定の方法により参加登録を行い、参加費を納入しなければならない。参加登録は本人が行うものとする。

(予稿集)

第 20 条 学術集会の予稿集等は、学会ホームページその他適切な方法により公開する。

第 8 章 雑則

(守秘義務)

第 21 条 委員及び査読者は、演題採否確定前の知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

附 則

1. この内規は、日本 CNS 看護学会学術集会運営内規として、2022 年 11 月 6 日から施行する。

2. 本規程の施行に伴い、日本 CNS 看護学会学術集会運営内規は廃止する。

3. 本規程は、従前の日本高度実践看護学会学術集会運営内規を改訂し、規程として位置付けるものであり、2026 年 2 月 1 日から施行する。

4. 定款第 9 章第 41 条の改訂に伴い、学術集会大会長から学術集会長に呼称を変更する。